

## 兵庫県立西神戸高等特別支援学校 教育実習申し込み要領

### 1 教育実習の目的

特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者に対して、教育実習（以下実習という）の機会を提供し、教員に必要な基礎的知識・技術・態度・心構えを習得することを目的とする。

### 2 対象者

大学、短期大学及び教員養成機関（以下、大学等）に在籍し、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者のうち、次のいずれかの条件を満たし、校長が許可した者とする。

- (1) 兵庫県内の大学等に在籍する者
- (2) 兵庫県内に帰省先を有し、県外の大学等に在籍する者
- (3) 兵庫県教員採用試験を受験するかつ特別支援学等を勤務することを希望する者。

### 3 実施期間及び人数

前期（5月下旬から6月下旬頃の2週間） 若干名

後期（10月下旬から12月中旬の2週間） 若干名

※日程は別途本校が指定する。

### 4 実習の内容

- (1) 特別支援学校の教育全般
- (2) 生徒の理解と支援、授業の観察と参加、教材研究、授業
- (3) 本校の行事等への参加手伝い、環境整備等
- (4) その他、本校が実習中の体験として計画する内容

### 5 事前オリエンテーション

実習の1～3週間前に事前オリエンテーションを実施する。

### 6 申し込み方法

#### (1) 個人で申し込む場合

- ア 事前に電話連絡の上、実習希望年度の前年の5月1日～5月31日までに「教育実習申込書（個人用）」（様式1）を本校に提出する。（郵送可）
- イ 6月中旬に実習の受け入れの可否を連絡する。
- ウ 受け入れ可能な場合、7月以降随時大学を通して内諾等（大学等の所定の様式で可）の手続きを行う。
- エ 実習年度の4月に大学等を通しての正式依頼（大学等の所定の様式で可）により、実習を承諾する。実習期日もこのとき正式に決定する。

#### (2) 兵庫県内の大学等から一括して申し込む場合

- ア 事前に電話連絡の上、実習希望年度の前年の5月1日～5月31日までに「教育実習申込書（大

学用)」（様式2）を本校に提出する。（郵送可）なお同一大学からの受け入れ人数は2名程度とする。

イ 6月中旬に実習の受け入れの可否を連絡する。

ウ 受け入れ可能な場合、7月以降随時大学を通して内諾等（大学等の所定の様式で可）の手続きを行う。

エ 実習年度の4月に大学等を通しての正式依頼（大学等の所定の様式で可）により、実習を承諾する。実習期日もこのとき正式に決定する。

### （3）本県より派遣されている長期研修者の場合

本県より派遣されている長期研修者の実習については別途協議する。実習を希望する場合は早急に本校まで連絡すること。

## 7 注意事項

- ・実習までに麻疹の抗体検査を受け、必要であれば予防接種を受けた旨の証明書を提出すること。（様式は自由。検査結果のコピーまたは大学による証明でもよい。）
- ・新型コロナウイルス感染症対策については、県教育委員会、大学の指示に従うこと。
- ・警報等で学校が休校になった場合は、その都度協議する。

※この要領は平成30年5月1日より施行し、平成31年度実施の実習より適用する。

※令和3年3月17日 要領及び様式1変更。令和4年度実施の実習より適用する。